

当施設の「所定疾患施設療養費」の算定状況について

※厚生労働省に基づき、夏期の通り当施設の所定疾患施設療養の算定状況を公表いたします。

令和 6 年度

6 月 帯状疱疹 1 名 7 日

8 月 尿路感染症 1 名 5 日

12 月 帯状疱疹 1 名 5 日

算定条件：

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定するものである。1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ・ 肺炎 ・ 尿路感染症 ・ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。